省令

○文部科学省令第六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の三第四項から第九項まで、第六十一条の七、第六十一条の八第一項及び第六十一条の八の二第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十二日

文部科学大臣　下村　博文

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する省令

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第三項、第一条の四第三項、第一条の五第三項、第一条の六第三項、第一条の七第三項及び第一条の八第三項を削る。

第四条第一項中「及び国際規制物資使用者等を含む」を「並びに原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者等を含む。以下同じ。）のうち、追加議定書第十八条に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用する者をいう。以下同じ。）及び非原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者のうち、原子力利用国際規制物資使用者以外の者をいう。」に改め、同項の表使用者の項中「使用者」の下に「及び原子力利用国際規制物資使用者」を加え、同表国際規制物資使用者の項中「国際規制物資使用者」を「非原子力利用国際規制物資使用者」に改め、同条第三項から第六項までの規定中「使用者」の下に「及び原子力利用国際規制物資使用者」を加え、同条第七項中「、使用者」の下に「及び原子力利用国際規制物資使用者」を「非原子力利用国際規制物資使用者」に、「若しくは使用者」を「、使用者若しくは原子力利用国際規制物資使用者」に改め、同条第八項中「使用者」の下に「及び原子力利用国際規制物資使用者」を加える。

第四条の二の二第一項の表中「。以下この条において同じ」を削り、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十九条に規定する種類及び数量の核燃料物質のみ」及び「令第三十九条に規定する種類及び数量の核燃料物質のみ」を「非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質」に改め、同条第三項を削る。

第四条の二の三第一項中「又は使用者」を「、使用者又は原子力利用国際規制物資使用者」に改める。

第四条の三中「令第五十七条第二項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第五十七条第二項」に改める。

第四条の四第三項、第四条の五第三項、第四条の六第三項、第四条の七第二項、第四条の九第三項、第四条の十六第二項、第四条の十七第三項及び第四条の十九第二項を削る。

第七条第十四項中「加工事業者等」の下に「（原子力利用国際規制物資使用者を除く。次項において同じ。）」を加え、同条第二十項及び第二十五項から第二十七項までの規定中「国際規制物資使用者」を「非原子力利用国際規制物資使用者」に改め、同条第三十三項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「様式第二十三」を「様式第二十四」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十項中「様式第二十二」を「様式第二十三」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「様式第二十一」を「様式第二十二」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項の次に次の一項を加える。

29　非原子力利用国際規制物資使用者は、核燃料物質の事故増加が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十一による報告書を作成し、当該事故増加が生じた日の属する月の末日から十五日以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

第八条中「様式第二十五」を「様式第二十六」に、「様式第二十六」を「様式第二十七」に改める。

第十条の見出し中「フレキシブルディスク」を「光ディスク」に改め、同条中「次の各号に掲げる書類」を「第七条第四項から第十五項まで、第二十一項から第二十三項まで、第二十五項及び第二十六項の報告書」に、「当該書類」を「当該報告書」に、「フレキシブルディスク及び」を「光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX〇六一〇及びX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）及び」に、「様式第二十七」を「様式第二十八」に、「フレキシブルディスク提出票」を「光ディスク提出票」に改め、同条各号を削る。

第十一条から第十三条までを削り、第十四条を第十一条とする。

様式第二十七中「フレキシブルディスク提出票」を「光ディスク提出票」に、「氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）印」を「フレキシブルディスクを以下」に、「光ディスクを次」に、「フレキシブルディスクに記録された事項は」を「光ディスクに記録された事項は」に、「1　2　フレキシブルディスクに記録された事項」を「1　2　光ディスクに記録された事項　3　光ディスクと併せて提出される書類」に、「用紙」を「この用紙」に、「「フレキシブルディスクに」を「光ディスクに」に、「、フレキシブルディスクを提出」を「光ディスクに」に、「フレキシブルディスクごと」を「光ディスクごと」に、「「フレキシブルディスクと」を「光ディスクと」に、「フレキシブルディスクに記録されている事項以外」を「光ディスクに記録されている事項以外」に、「5　該当事項のない欄は、省略すること。」を「5　光ディスクに記録されている事項（CD又はDVDの別）　6　該当事項のない欄は、省略すること。」に、「署名することができる。」を「署名することに代えて、記名押印することができる。」に改め、同様式を様式第二十八とし、様式第二十六を様式第二十七とし、様式第二十五を様式第二十六とし、様式第二十四を様式第二十五とし、様式第二十三を様式第二十四とし、様式第二十二を様式第二十三とし、様式第二十一を様式第二十二とし、様式第二十の次に次の様式を加える。

様式第21（第7条関係）

核燃料物質事故増加報告書

年　月　日

文部科学大臣　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の規定により、次のとおり報告します。

氏　名　又　は　名　称	
法人にあつては代表者の氏名	
住　所	
工場又は事業所	名　称
	所　在　地